申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 生涯学習課

許認可等の内容		栃木市立小中学校施設(特別教室)の利用に対する決定			
根拠法令等及び条項		栃木市立小中学校施設の開放に関する規則第6条			
標準処理期間	根拠条項	未設定			
	設定等年月日	平成 年	月	日設定	
		平成 年	月	日最終変更	
	標準処理期間	日			
	根拠条項	栃木市立小中学校施設の開放に関する規則第5条、第10条			
	参考事項	栃木市立小中学校施設(特別教室)開放実施要綱			
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定			
		平成26年	4月	1日最終変更	

【基準】

栃木市立小中学校施設の開放に関する規則抜粋

第5条 開放学校の施設を利用することができる者は、原則として、栃木市内に在住し、 在勤し、又は在学する者で、おおむね10人以上で構成する団体とする。この場合に おいて、児童及び生徒が利用するときは、監督責任者として成人が含まれていなけれ ばならない。

審査基

準

- 2 前項に定めるもののほか、開放学校の施設を利用する団体は、教育委員会に登録をしなければならない。
- 3 前項の登録手続その他必要な事項は、別に定める。
- 第10条 教育委員会は、学校施設の開放が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を認めないものとする。
 - (1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれに反対するため の利用その他政治的活動のための利用
 - (2) 特定の宗教を支持し、又はこれらに反対するための利用その他宗教活動のための利用
 - (3) 専ら営利を目的とするための利用
 - (4) 前3号に定めるもののほか、法令に定めのあるもの、又は教育委員会が利用を不 適当と認めるもの